

登園許可書（治癒証明書）

組

児童名

病名

年 月 日 から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になつたので、登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関医師名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出して下さい。

○医師が記入した意見書が必要な感染症（登園許可書が必要）

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻しん	発症1日前から発心出現後の4日まで	解熱後3日を経過してから
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1~2日前から痂皮形成まで	全ての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認められるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え、2日経過してから
流行性結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の喀が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（o157・o26・o111）	症状がなくなるまで	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間を開けて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウィルスが呼吸器から1~2週間、便から数週間~数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで